



(目的)

第1条 この規則は旧十川漁業協同組合が免許を受けた内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、こい及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合には口頭で、四ツ手網の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、四ツ手網の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
四ツ手網	四ツ手網面積1.8㎡以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
やまめ	4月1日から 9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
いわな	4月1日から 9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内において、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
金木川のシキバ沢と湯沢の合流点より上流の区域	4月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15cm
こい	20cm
いわな	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校及び高校生徒又は肢体不自由者のときは次表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	期間	遊漁料
やまめ	手釣、竿釣	1日	400円	1年	3,000円
こい	手釣、竿釣	1日	400円	1年	3,000円
	四ツ手網	1日	1,000円	1年	5,000円
いわな	手釣、竿釣	1日	400円	1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

旧十川漁業協同組合事務所（五所川原市字一ツ谷545番地12）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、い、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目1番15号）

3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する処置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

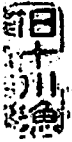
SECRET
1950

表

裏

No _____ 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記		
遊 漁 者	住所	
	氏名	年齢 才
承認期間		
漁魚、種		
漁具・漁法		
遊漁料	金	円也
発行者		
旧十川漁業協同組合		Ⓜ

注 意 事 項 1 遊漁者は遊漁するときは本券を携帯しなければならぬ。 2 本券を他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は漁場監視員の要求があった場合は本券を掲示しなければならない。 4 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、川底をかくはんしたり、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 5 本券は再交付をしない。 6 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。





別記様式第2号

県内共通遊漁承認証

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

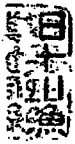
西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(高沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユだけ除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業調整規則のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖、大童子川(深浦町)、馬淵川上流(三戸漁協管内)及び平川(平川内水面漁協管内)を除く。また、県内水面漁業調整規則や各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域は除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催釣り大会等の特別なイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外には使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。





表

裏

No _____

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

証 記

氏名	年令 才
住所	

有効期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

発行者

旧十川漁業協同組合

注 意 事 項

- 1 漁場監視の際は必ず本券を携帯しなければならない。
- 2 漁場監視の際は必ず腕章をつけなければならない。
- 3 本券は他人に貸与してはならない。
- 4 漁場監視員でなくなったときは直ちに本券を返還しなければならない。

旧十川